

○岡山県警察旗の制式等に関する訓令

(昭和 63 年 11 月 14 日警察訓令第 23 号)

改正 平成元年 3 月 22 日警察訓令第 7 号 令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号

岡山県警察旗の制式等に関する訓令を次のとおり定める。

岡山県警察旗の制式等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、岡山県警察旗(以下「警察旗」という。)の制式等について、必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第 2 条 警察旗の制式は、別図のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 警察旗は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用するものとする。

- (1) 岡山県警察として行う主要な行事
- (2) 職員の士気高揚のため必要なとき
- (3) その他警務部総務課長が必要と認めるとき

(管理)

第 4 条 警察旗は、警務部総務課長が管理するものとする。

附 則

この訓令は、昭和 63 年 11 月 14 日から施行する。

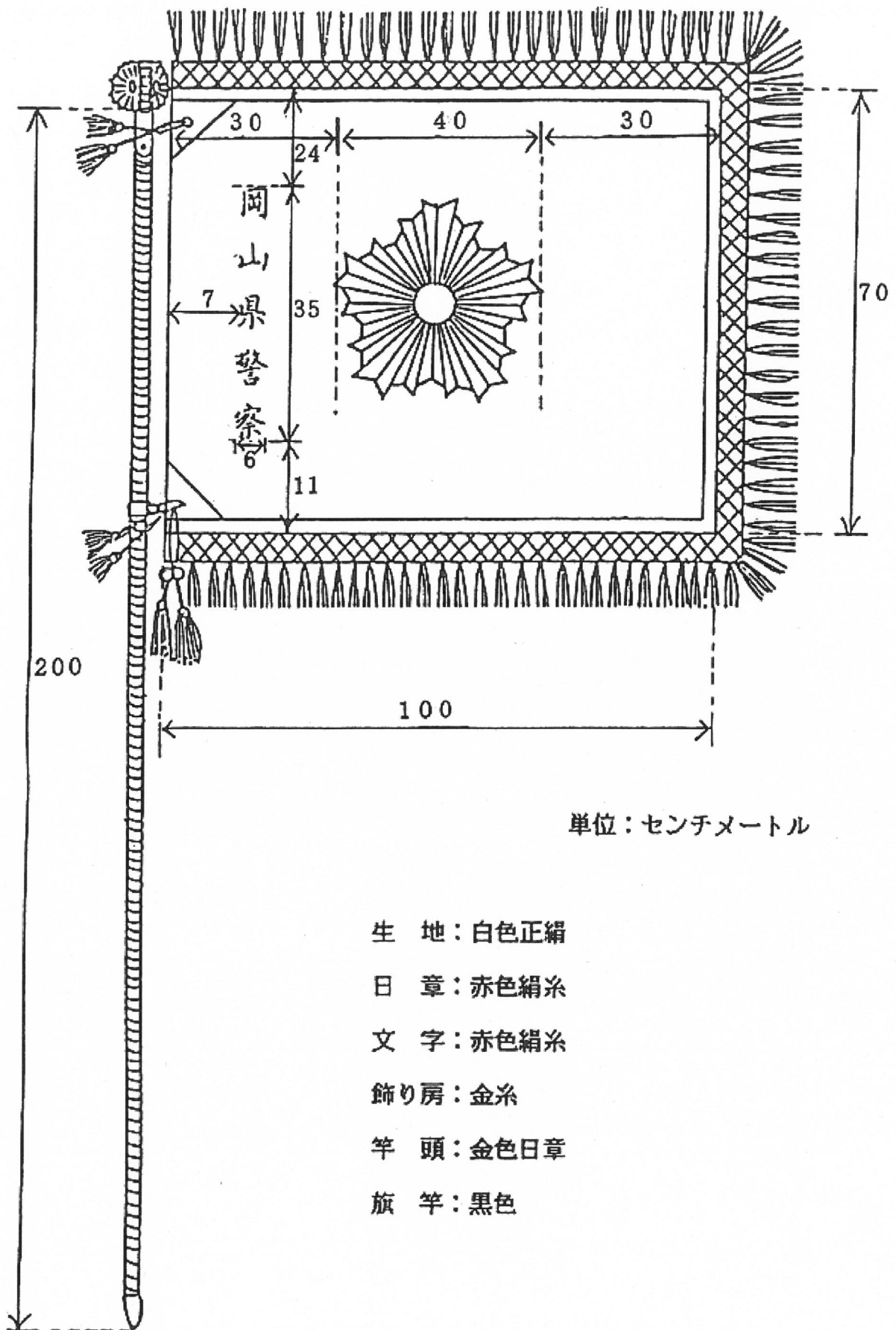
附 則(平成元年 3 月 22 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成元年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別図



単位：センチメートル

- 生地：白色正絹
- 日章：赤色絹糸
- 文字：赤色絹糸
- 飾り房：金糸
- 竿頭：金色日章
- 旗竿：黒色